

徳之島町教育大綱

～ 新時代の最先端技術活用の推進を通じた「最先端の学びの町」 ～



令和2年4月
徳之島町

目 次

○はじめに	2
○位置づけ	3
○対象期間	3
I 基本目標	3
未来を創造する 思いやりと文化を育む人間性豊かな人づくり	
II 教育行政の目標（10年後を見据えた本町の教育の姿）	4
未来を創造する新たな教育への挑戦	
◇伝統的教育風土と向学愛知の精神の再興で未来を拓く	
◇徳之島で学んでみたいと思われる日本一の教育の実現	
III 基本方針（今後5年間に取り組む施策）	6
1 本町教育の取組における視点	6
(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重	6
(2) 社会の変化に対し、夢や希望を実現する能力の育成	7
(3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働	8
(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承	8
(5) 教育と地域文化の核となる学校の役割の尊重	9
2 本町教育施策の方向性	10
(1) お互いの人格を尊重し、	
豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	10
(2) 未来を切り拓くための能力を伸ばし、	
社会で自立する力を育む教育の推進	10
(3) 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進	10
(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進	10
(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興	11
(6) 新しい時代にふさわしい教育の推進	12
ア 最先端技術の利活用による学校教育の改善・充実と負担軽減	
イ 幼児教育における教育の質の向上	
ウ 持続可能な開発のための教育（ESD・SDGs）の推進	
エ 学校における働き方改革を通じた教育の質の維持	

○ はじめに

国は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正し、平成27年度から地方公共団体の長に教育大綱の策定を義務づけました。

教育大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされ、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとされており。

このことから本町においても、平成28年3月に徳之島町教育大綱を策定し、徳之島町の教育行政の方向性や目標を明確にいたしました。計画期間が満了を迎えたため、現状の課題や今後の方向性を本町の総合教育会議において協議し、改定を行いました。

将来の徳之島を担う子供たちを育むために、町総合計画の基本目標等の「未来を創造する思いやりと文化を育む人間性豊かなひとづくり」の実現をめざし、教育環境の整備等の諸施策を加速化させてまいります。

また、教育格差を是正し質の高い学びを実現するために、幼児教育、家庭教育、特別支援教育、英語教育の充実をはじめ、プログラミング教育やICTを活用した遠隔教育等、国のGIGAスクール構想を推進します。これらを通して、多様化した社会環境に適切に対応できるよう、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造を目指すとともに、学士村塾、向学塾のさらなる充実を図る施策も進めてまいります。

次に、子供たちが将来、社会的・職業的に自立するために、確かな学力に加え、国内外での体験活動を充実し、豊かな心の育成に努めます。諸外国での短期留学や都市圏での様々な職場の体験学習等を推進することにより、多様化する価値観や文化を理解することで形成される国際的視野を持ちグローバルに活躍する心豊かな人材育成の実現に努めてまいります。

さらに、わが国や郷土の歴史や伝統をはじめ、郷土の自然や生活・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進します。学校と関係団体等との連携・協力を深めながら、現在、取り組みを進めている町誌編纂事業や町誌要約版(副読本)の有効活用を含め、一流の文化芸術、豊かな自然環境や地域の伝統文化に触れる体験機会の充実を図ります。

郷土を愛し、郷土に誇りをもつ「人づくり」はもちろん、誇りをもてる「地域づくり」に力を入れ、本年度、内閣府より選定を受けた「SDGs未来都市」の目標の達成を目指し、今後も社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成してまいります。

令和2年4月

徳之島町長 高岡秀規

○ 位置づけ

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、徳之島町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めたものです。

○ 対象期間

令和2年から令和6年度までとします。

I 基本目標

未来を創造する思いやりと文化を育む人間性豊かな人づくり

- ¹ 「教育基本法」「第3期教育振興基本計画」「かごしま未来創造ビジョン」
「鹿児島県教育振興基本計画」
「第五次 徳之島町総合計画」及び「徳之島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

この基本目標は、一人一人の生命や個性の尊重を基本とした上で、²多様なニーズに対応した教育を通して、その³可能性を最大限に伸ばし必要な力を育成する方向を示すものです。

グローバル化が進展する社会において、心豊かで、郷土を愛し、郷土に対する理解を深め、様々な人々と理解し合い協働しながら、世界へはばたいていくという線的・面的な広がりとともに、いかなる時であっても、確立した個性を遺憾なく発揮し、⁴持続可能の社会を牽引する力を育成する意味合いも込められています。

徳之島町には、明治中期から昭和の初期にかけて、旧亀津村を中心に全国から学士村と呼ばれたほどの学問隆盛で、日本の各界で活躍した人物を輩出した歴史があります。

未来を創造するために、これまで本町で育まれてきた伝統的な教育風土を基盤として、郷土の先人に学びつつ、我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、⁵知・徳・体の現代的な意義を問い直し、夢と志を持ち可能性に挑戦する力を育成します。

1 「第五次徳之島町総合計画」H24～H33(R3)「徳之島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」H27～H31(改定予定)

○ 第3期教育振興基本計画2020-2030（我が国における今後の教育政策の方向性）

平成18（2006）年12月に全面改正された教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれている。

2 多様なニーズに対応する

○特別支援教育の推進「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」就学相談・支援合理的配慮 LGBT

○不登校児童生徒の教育機会の確保

3 可能性に挑戦する力

○幼児期における教育の質の向上，新学習指導要領の着実な実施等，全国学力・学習状況調査及び鹿児島学習定着度調査の実施，小中一貫教育及び高校との連携，幼児期の教育と小学校教育の接続及び交流活動

4 持続可能な社会を牽引する

○持続可能な開発のための教育(E S D・S D G s 2016年から2030年までの国際目標)

○本町では、「あこがれの連鎖と幸せな暮らし」の実現に向けて，SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の推進に取り組んでいます。令和元年7月1日，**本町は鹿児島県内自治体で初めて内閣府の「SDGs未来都市」に選定されました。**

○伝統や文化等に関する教育の推進(一流の芸術に触れる機会・地域の伝統や文化に触れる機会の提供)

○英語をはじめとした外国語教育の強化(ALT・教科化への対応・グローバルに活躍する人材の育成)

5 知・徳・体の現代的意義

○子供たちの自己有用感の育成，いじめ等への対応の徹底と人権教育の推進，道徳教育の推進

○体験活動や読書活動の充実，青少年の健全育成

○徳之島町「生きるを支える自殺対策計画」(R1)

II 教育行政の目標（10年後を見据えた本町の教育の姿）

未来を創造する新たな教育への挑戦

◇伝統的な教育風土と向学愛知の精神の再興で未来を拓く

◇徳之島で学んでみたいと思われる日本一の教育の実現

郷土徳之島が持つ⁶恵まれた自然や風土，不撓不屈の精神や正直・勤勉等の人間性，かつて⁷学士村と言われた向（好）学愛知の気風を生み出した⁸ヤンキチシキバンの子育て，⁹積極進取の断髪精神等，¹⁰各地域に残るよき伝統的教育風土を基盤に¹¹安全安心で快適な教育環境の整備を加速化するとともに¹²最先端技術の活用による¹³新しい時代に求められる教育を推進し，¹⁴学校・家庭・地域が一体となった¹⁵「最先端の学びの町」の実現を目指します。

6 恵まれた自然や伝統的な教育風土

「奄美大島，徳之島，沖縄島北部および西表島」2020年夏の世界自然遺産登録を目指しています。

7 学士村

当時の亀津村は，人口に対する大学進学率が全国一であったことから「日本一の学士村」と言われました。本土との行き来が不便であった時代，若者達は高い志をもって島を発ち，徳之島から教育・法曹・行政等の各界に多くの人材を輩出しました。

8 ヤンキチシキバン

ヤンキチとは茅の屋根を支えている垂木、シキバンはお粥のことです。ヤンキチシキバンは「屋根の垂木が映るほど薄いお粥」という意味。この言葉には、貧しい生活の中にも「自分達はヤンキチシキバンを食べても、子ども達に学問をさせたい」という、親達の強い思いが込められています。

9 積極進取の断髪精神

明治政府は、鎖国政策を改め西洋の文化を取り入れていく中に、男性が結っていた「ちょんまげ」を切り落とすよう断髪令を出しました。亀津村の人達は他の村よりもいち早く断髪したことから、積極的に新しいものを取り入れようとする進取の精神を「亀津断髪」と呼ぶようになりました

10 各地域に残るよき伝統的教育風土

町内の各小・中学校では、「亀津断髪」「ヤンキチシキバン」「秋津魂」「井之川根性」「母間魂・母間正直」等、校区に継承されている伝統的教育風土を学校教育目標に掲げています。

11 安全安心な教育環境の整備

○徳之島町学校施設等長寿命化計画(R3.3策定完了)

本町では、中長期的視点から学校施設として求められる機能や役割等を考慮しながら、長寿命化改修・建替等の方向性や優先順位等を設定し、施設整備に要するライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、児童生徒の安全性の確保や適性な教育環境の充実を図ることを目的として策定。

○東天城中学校の新校舎建築の推進、**学校安全総合支援事業モデル事業**(文科省H30～R1安全防犯関連→亀津小・亀徳小・亀津中 **R2～防災分野** 町北部の小中学校を中心に実施予定)

○学校環境衛生管理マニュアル(文科省H30改訂版) **温度(17℃以上、28℃以下であることが望ましい)**

○ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金(H30補正予算)公立学校施設の空調設備設置状況(R1)

12 最先端技術の活用

○文科省委託実証事業「**人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業**」

母間小、花徳小、山小の三校で**平成27～29年度実証研究** テレビ会議システムを活用した遠隔教育(徳之島型モデル)平成31年度から**大島地区指定研究協力校「ICT教育」**手々小・尾母小を加えた5校で取り組みを推進中。

○本町では、平成26年度以降、小規模校にタブレット、テレビ会議システム、電子黒板、デジタル教科書を導入するとともに、プログラミング教育、レゴやAIロボットの導入。**民間企業「いのかわラボ」**がプログラミング教育の学校支援を実施している。令和元年度全小学校にデジタル教科書・タブレット等を導入。

13 新しい時代の教育

○新しい時代の初等中等教育の在り方について(諮問)H31.4 文科省

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)平成31年1月25日中央教育審議会

14 学校・家庭・地域が一体

○家庭・地域の教育力の向上,

地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築,教育委員会と他の部局の間,関係機関・関係者の間で,支援が必要な子供や家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。

平成27 家庭教育支援事業実施

○学校との連携・協働の推進

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会・コミュニティ・スクールの導入
住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動

15 最先端の学びの町

○GIGAスクール構想(文部科学省R1～R4 令和元年度は補正予算)

- ・児童生徒1人1台コンピュータを実現するために、1台あたり4.5万円を補助し、2023年までに達成する。
- ・2020年中にすべての小・中・高校・特別支援学校などで高速大容量の通信ネットワークが整備されるよう費用の1/2を補助する。
- ・政府でモデル仕様書を用意し、都道府県レベルで共同調達など、より効果的・効率的な調達ができるように支援する。

○GIGAスクールの目標等(文部科学省等関係3省庁)

- ・学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ・個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ・プロジェクト学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ・校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ・学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

III 基本方針（今後5年間に取り組む施策）

1 本町教育の取組における視点

基本目標の「未来を創造する思いやりと文化を育む人間性豊かな人づくり」の実現に向けて次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

¹⁶いつの時代の教育でも、個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、¹⁷伝統や文化を大切にすること、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性を育むことが大切です。

また、¹⁷文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎをもたらす、豊かな人間性を涵養し、創造力や表現力を育むものであり、スポーツ活動は、¹⁸心身両面にわたる健康の保持増進に資するものです。ライフステージの各段階において、文化芸術やスポーツ活動に親しむ習慣をつくるのが大切です。

16 いつの時代の教育でも変わらぬ価値

教育基本法第1条において、教育の目的として、「人格の完成」と、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されています。

17 文化芸術

本町では一流の芸術文化に触れる機会として、毎年、文化芸術による子供育成総合事業(中学校)と劇団四季

「こころの劇場」による芸術鑑賞事業(H20～小学校)を実施しています。また、地域文化に触れる機会として島われんきゃの祭典(島口島唄大会)や文化財少年団等による地域の伝統行事を保続継承に取り組んでいます。

18 心身両面にわたる健康の保持増進(健やかな体の育成)

○学校保健, 学校給食, 食育の充実

・がん教育, 薬物乱用防止教育, メンタルヘルス, アレルギー疾患, 望ましい食習慣, 食品ロス, 地産地消(地場産物活用促進), 望ましい食習慣

・徳之島町地産地消及び食育の推進に関する条例の制定(R1)・幼稚園への給食導入の検討・実施(R1～R2)

○子供の基本的に生活習慣の確立に向けた支援

・国民運動「早寝早起き朝ごはん」の継続推進, 情報モラル教育

○学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

・専門人材や地域資源を活用した放課後や地域におけるスポーツ機会の充実

(2) 社会の変化に対応し, 夢や希望を実現する能力の育成

¹⁹2030年(10年後)以降の社会像を踏まえ, 社会状況の変化に対応した教育を実施することが重要です。²⁰離島へき地の徳之島にあっても, 一人一人の夢の実現のために, 社会の変化に柔軟に対応するための創造力や, 問題を自らの力で解決していこうとする主体的な態度, また, 今後ますます進展するであろう²¹グローバル化や情報社会に対応できるコミュニケーション能力やこれまで本町が先進的に取り組んできたICTを活用する能力等を身に付けた人材育成のさらなる深化をめざします。

19 2030年(10年後)以降の社会像

今後の社会においては, 長寿化に伴う「人生100年時代」の到来への対応と, 超スマート社会(Society 5.0)の実現が特に重要なテーマになります。

20 離島へき地・夢実現

○家庭の経済状況や地理的条件への対応(進学を断念することがないように)

・徳之島町奨学資金制度(高校・大学在学), 看護職員等修学資金貸与基金, 医学奨学基金

21 グローバル化や情報社会に対応できるコミュニケーション能力

○本町では, 令和元年度に米国海外留学派遣(中2名・引率2名)東京インターンシップ事業(中・高校生15名)を派遣。今後も首都圏での企業訪問や職場体験などインターンシップ研修を行うことで, 子どもたちの職業観形成を図るとともに, 高校生を海外へ派遣し, 短期留学やホームステイによる現地の生活体験や語学学校等での研修を通じて国際理解やコミュニケーション能力の向上を図ります。

○小学校におけるプログラミング教育の必修化に向け, ICT教育プログラム指導者研修を実施し, 研修を修了した受講生を小学校へ派遣することで, 児童・教員のプログラミング学習支援に加え, 学土村塾でもプログラミング学習を取り入れることで, 情報活用能力を高めてまいります。

(3) 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働

²²多様化する家庭環境に対し, 地域全体で家庭教育を支えることが必要です。また地域

社会との様々なかかわりを通じて、子供たちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や地域への愛着や誇りを子供たちに育成します。

また、²²家庭や地域と学校との連携・協働を推進します。

22 家庭の教育力の向上

教育の出発点である家庭教育は、子の教育について第一義的責任を果たしつつ、自主性を尊重しながら命の大切さや基本的な生活習慣、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身につける上で重要な役割があります。家庭がその役割を十分に果たしていくことができるよう、各種関係機関・団体等の連携・協働により、保護者の思いに寄り添いながら家庭教育を支援するとともに、全ての保護者に対して家庭教育の重要性を認識できるような取り組みと、学力向上や生徒指導の充実及び家庭教育力の向上に努めてまいります。

23 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進（国の取り組みの方向性）

○地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度を全ての公立学校において導入することを目指し、各地域における推進を担う人材の確保・育成等を通じて、コミュニティ・スクールの導入の促進及び運営の充実を図る。

○地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置の促進や研修の充実及び地域学校協働本部の整備等により、全小中学校区における幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の全国的な推進を図る。

○児童生徒の地域行事やボランティア活動への参加や高校生らがビジネスの手法等を学び、地域の大人とともに地域課題を解決する取組を促進する。さらに、教師の担う重要な職責に対する社会における理解醸成を進める。

（４）郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

²⁴ 本町には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の法曹界、経済界、学術分野で活躍した歴史、地域に根ざした個性ある文化があります。また亜熱帯気候を生かした農業や漁業、様々な分野で活躍している人材も輩出しており教育的資源も豊富です。また、「地域全体で子どもたちを育てる」という伝統的な教育力も残っています。これらの有効活用や未来への継承を図ります。

24 徳之島町町誌編纂事業

○本町では、平成30年4月に町史編纂室を立ち上げ、令和5年3月までに本編となる「通史編」のほか「地域編」2冊「自然編」1冊町史の「概要版」1冊を刊行することが決定しています。この4つの構成からなる「徳之島町史」を活用し、郷土に対する理解と愛着を深めることで、後世へ郷土の歴史の継承に努めてまいります。

（５）教育と地域文化の核となる学校の役割の尊重

本町の地勢は南北に長く、各集落に小学校（中学校、小・中併設校もある）が設置さ

れております。本町では、学校が義務教育の場としてはもちろんのこと、学校行事に伴う家庭や地域との連携、地域行事への学校の協力等、学校が教育や地域文化を推進したり、学校を中心として地域が動いたり、地域住民の心のよりどころとなっています。

一方、少子高齢化や島内外への人口の流出により、²⁴町内の学校、特に町北部学校の児童生徒数の減少が著しく、学校教育の充実の面から課題も出てきています。

児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、本町でも小中学校の一定の集団規模の確保や小規模校のメリット・デメリットへの対応を含め、地域コミュニティの核としての性格への配慮等、学校が持つ多様な機能にも留意する必要があります。

今後、学校や保護者、地域住民等の意見も踏まえ、教育委員会や総合教育会議をはじめ、徳之島町幼（園）・小・中学校再編検討委員会等で協議し、新しい時代の教育の在り方への対応等も考慮しながら再編の在り方についてその方向性を決定する必要があります。

24 学校再編関係資料

- ・徳之島町幼（園）・小・中学校再編**計画委員会**（H24.4 H26.2.14答申）
- ・徳之島町幼（園）・小・中学校再編**検討委員会**（H28.2.25～）
- ・公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（文科省H27.1）
少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて
- ・小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文科省H28.12）
義務教育学校、併設型小・中学校、連携型小・中学校
- ・徳之島町ふるさと留学制度（H7.12）、徳之島町小規模校入学特別許可制度（H13.9）
- ・本町の現状等

本町では、学校教育法施行規則第41条による一学校当たりの標準学級数（12学級以上18学級以下）の規定を上回っている学校は、亀津小学校1校のみであり、他の学校は1学級や複式学級をもつ単独校又は、小中併設校となっており、学校格差が生じています。また、本町の学籍管理によれば、5年後の令和7年度の児童生徒数は、概ね現在の規模で推移するが、今後も人口減少傾向は続くものと思われ、少子高齢化が更に進んでいくことになると人口分布等から北部と南部の幼稚園や学校・集落の維持が困難になる校区も考えられます。

学校が教育のみならず、地域の文化や生活の中心としての存在であることも考慮するとともに、そこで学ぶ児童・生徒には、教育の機会均等、教育の充実のために最先端の学びの町を目指したよりよい教育環境を整えていくことに努めてまいります。

2 本町教育施策の方向性

「本町教育の取組における視点」を踏まえて、基本目標の実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の6項目に整理します。また、具体的な施策については、「徳之島町教育振興基本計画」に示します。

(1) お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちを持って尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む教育を推進します。

(2) 未来を切り拓く能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、創意進取の気風の醸成や望ましい勤労観・職業観等の育成を図ります。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立（律）と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育を推進します。

(3) 信頼され地域とともにある学校づくりの推進

学校においては、それぞれ教育の目標が達成されるためには、学校・教職員が役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを進める必要があります。

また、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠である「次世代の学校」として、地域とともにある学校づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育における地域の担う役割は大きいものがあります。本町は、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子どもを地域で育てるという風土が、現在でも残っ

ています。

今後も、全ての町民が地域全体で子どもを守り育てるための取り組みを推進します。

(5) 生涯を通して学び活躍できる環境作りとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての町民が、生涯を通じてあらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし、活躍できることは、豊かな人生を送ることにつながります。また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであることから、町民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養が必要です。

(6) 新しい時代にふさわしい教育の推進

ア 最先端技術の利活用による学校教育の改善・充実と負担軽減

今後、本町においても、「最先端の学びの町」を目指し、先端技術を導入して、学習指導要領等の求める資質・能力を育成、深化し、子どもの力を最大限に引き出す効果的な活用の在り方が必要になります。

これまで本町が先進的に取り組んできたICT教育やプログラミング教育、遠隔教育の取り組みをさらに充実するために、国のGIGAスクール構想を推進し、教育環境を整備するなど、新時代の学びにおける先端技術の導入を進めてまいります。

これにより、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、子どもの学びの質の向上と各学校の授業改善や研修の充実を図るとともに教職員の負担軽減にもつなげてまいります。

イ 幼児教育における教育の質の向上

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、幼児一人ひとりの²⁵発達の特性に応じた教育を進めていけるよう、更なる幼児教育の質の向上及び環境の改善・整備に努めてまいります。

また、本町においても、幼児期における家庭教育を行う上での課題も指摘されており、安心して子育てのできる家庭環境づくりに幼稚園や関係機関や団体とも連携・協働しながら継続的に対応してまいります。

さらに、これからの幼児教育については、利用料の無償化、認定こども園などへの対応を含め、小学校との滑らかな接続など小学校以降の生活や学習の基盤を育成するために学びの質を支える教師の大きな役割も期待されています。幼稚園教育要領に基づいた、教育目標の作成や教育課程の編成等、教育の効果を検証し改善するカリキュラムマネジメントの視点で教育の質の向上を図ることが必要です。

ウ 持続可能な開発のための教育（E S D・SDG s）の推進

現在、世界には、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題があります。これらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくことを身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動を進めてまいります。

現在、本町の学校においても、総合的な学習の時間等において、地域の多様な関係者（研究者、学校、教育委員会、大学、関連機関・施設、N P O）との協働によるE S Dの実践が推進されています。さらに上記の学校と関係機関等との連携を図ってまいります。

今後、「SDGs未来都市」に選定されたことを契機に連携した取り組みを推進し、これらの取り組みを通して、地球規模課題を自らの問題として捉え、徳之島の課題等も含め、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会づくりの担い手を育てていくことが大切でありその実現を目指して取り組んでまいります。

エ 学校における働き方改革を通じた教育の質の維持

社会状況の変化により、学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大している中、国際規模の調査や国・県及び本町の教員勤務実態調査等の結果から、教員の長時間勤務の実態が示されました。

これらの動向を踏まえ、本町においても、学校における業務改善を進めるに当たっての基本的な方向性として国や県の方針等を参酌しながら、本年度（令和元年）、「徳之島町教育委員会業務改善方針」「徳之島町教育委員会業務改善アクションプラン」「教師の勤務時間の上限に関する方針」等を策定いたしました。

今後、教育の質の向上を図りつつ、教職員が適正な勤務時間において、意欲と能力を最大限に発揮し、充実した教育活動を展開できるよう、本町の工程表等に基づき、各学校や関連会議等とも連携・協働しながら、保護者、地域住民等学校に関わる全ての人々との共通認識のもと、学校における働き方改革を実質的かつ着実に推進してまいります。